

年金生活者支援 給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

- ① 老齢基礎年金を受給している方（以下の要件を満たす必要があります。）
 - ・ 65 歳以上である
 - ・ 世帯全員が市町村民税が非課税となっている
 - ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下である
- ② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
(以下の要件を満たす必要があります。)
 - ・ 前年の所得額が約 462 万円以下である

■請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から 10 月中旬ころから請求可能なお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、提出してください。令和 3 年 2 月 1 日までに請求手続きが完了しますと、令和 2 年 8 月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でおお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときはお電話ください。

ねんきんダイヤル ☎ 0570 - 05 - 1165（ナビダイヤル）

窓口・問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ ㉔ 2940

住民サービス課住民サービスグループ ☎ ㉕ 2411

広報

笑顔 顔

スマイル

2020.11.20 No.172

目次	1
お知らせ	6
公営住宅入居者募集	7
生涯学習だより「きらり」	8
地域安全ニュース	11

地域サロンあんを開催します

日時 12月7日(月) 12時～15時
場所 ふれあいセンターいぶき

※会場は手指消毒、換気などのコロナ対策をしています。
※当日、マスク着用をお願いします。

※緊急事態宣言が出た場合は中止します。

※お茶、コーヒー、お楽しみ甘味をご用意（参加費無料、昼食持参OKです）

※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

問合せ

代表 佐々木 ☎ ㉕ 3706

